道水保育、「「「「」」」」」」」。 道水保育、「」」」」」 「「」」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」 「」 「」」 「」 「」 「」 「」」 「」 <p< th=""></p<>

学校教育活動につい

7

3 院

▽で5維幌

益 道

マよ

笡



計

▽ ま 23

を及

設

 $\nabla \mathcal{O}$

平成23年4月1日より、幌延町役場庁舎の大会議室、小会議室、和室を使用する場合の使用料が下記のとおりとなります。

役場庁舎使用料		(1時間につき)		
室	名	使用料区分	昼間	夜 間
大会議室		使用料	1,450円	2,330円
八云	戒王	暖房料	570円	570円
小会議室		使用料	790 円	1,270円
小云	戒王	暖房料	310円	310円
和	室	使用料	1,040 円	1,670円
ΤÜ		暖房料	410円	410円

※昼間とは午前9時から午後5時までで、夜間と は午後5時から午後9時までです。

※暖房料の加算は、10月1日から翌年4月30 日までとします。ただし、この期間外でも実際 に使用した場合は加算されます。

※町外者の使用及び営利行為の使用は2倍の額と なります。

なお、町内の公共的団体が公益の事業 に使用する場合は、使用料は免除となり ます。また、町外の公共的団体が公益の 事業に使用する場合は、使用料は軽減さ れます。

詳しくは、総務課総務グループへお問い合わせください。電話 5-1111



②選挙公約について ②選挙公約について	弘孝議員	● 謝行方針について ①選挙公約と平成23年	一般質問
よ 第 う 一	•	年 度	